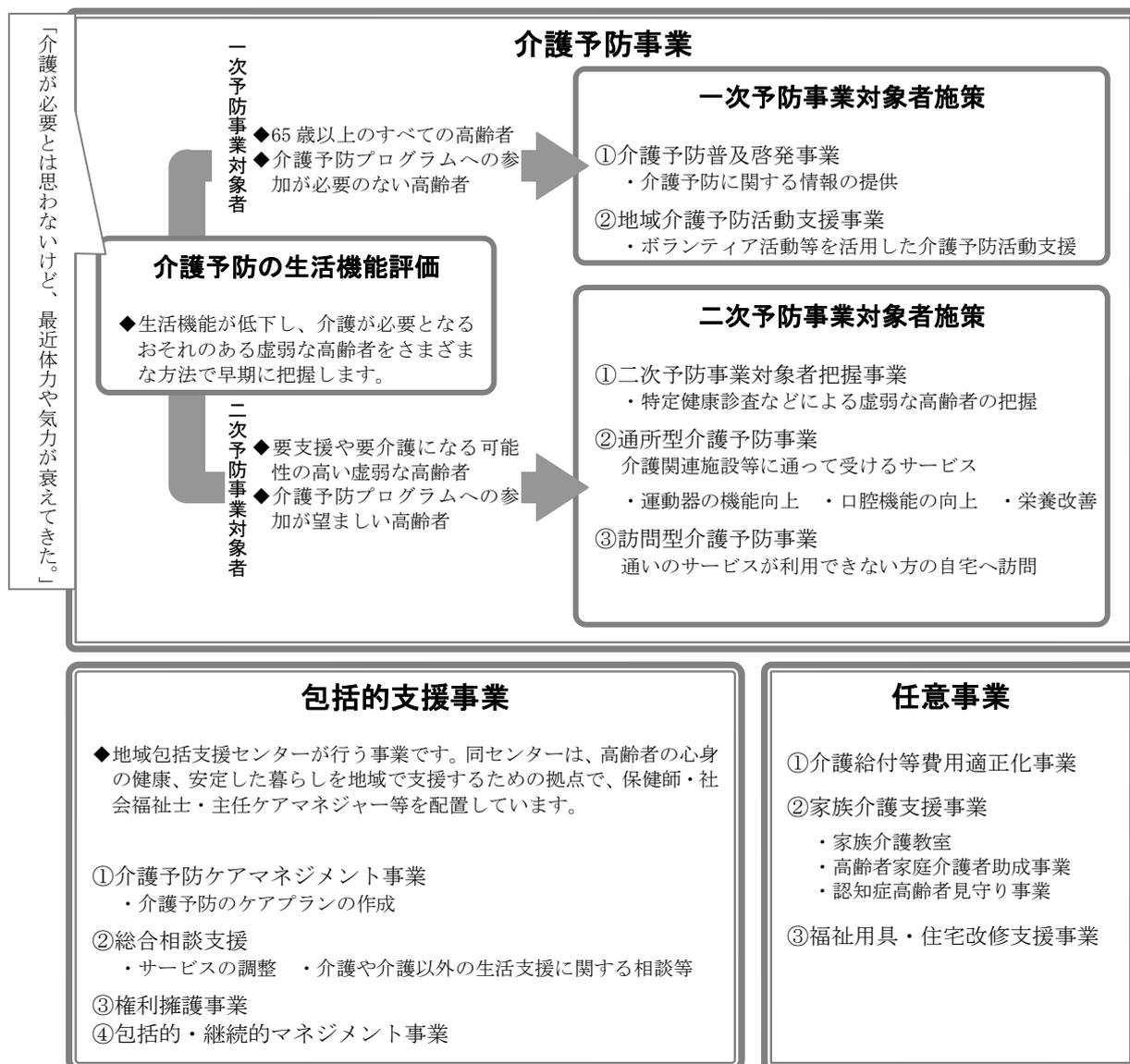


第2節 地域支援事業の充実

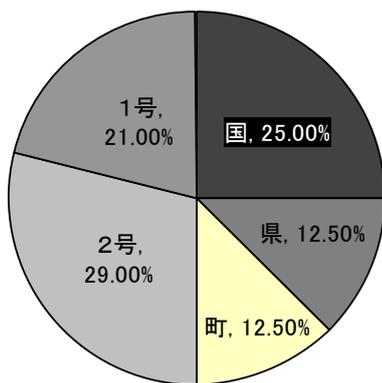
1 地域支援事業の今後の利用見込み量確保のための方策

高齢者やその家族が地域において安心して日常生活を送れるようにするために、高齢者等の生活の中で生じるさまざまな不安についての相談を受け、適切な機関につなぐ等の対応を町で行う体制が必要です。また、高齢者が要支援状態等になるおそれがある時には介護予防事業を、要支援状態になった時には予防給付サービスを、要介護状態等となった時には介護給付サービスを中心としたさまざまな保健医療サービス、福祉サービス、生活支援サービスを、連続的に一貫性をもって提供する必要があります。



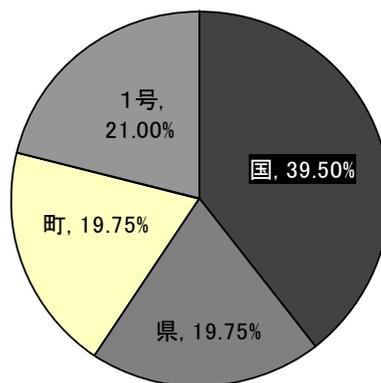
町では65歳以上の方を対象とした介護予防に関する事業として地域支援事業を推進しています。事業実施に際しては、町並びに地域包括支援センターが中心となり、高齢者のための包括的ケアの推進を図ります。

地域支援事業の財源構成は次のとおりです。



介護予防事業

○介護予防事業の実施による介護保険給付抑制効果を考慮し、1号保険料及び公費に加え、2号保険料も財源とします。



包括的支援事業・任意事業

○財源は、1号保険料及び公費とします。
○1号負担分を除いた部分を国 1/2、県・町 1/4 ずつ負担します。

2 介護予防事業

(1) 二次予防事業

二次予防事業の対象者が要介護状態等となることを予防することを通じて、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援することを目的とする事業です。

二次予防事業のうち通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業の参加者数は、高齢者人口の概ね5%を目安とし、介護予防事業を実施していきます。

① 二次予防事業対象者把握事業

二次予防事業の対象者を決定することを目的とした事業です。

【現状】

この事業の全対象者に対して、基本チェックリストを3年間に分けて郵送等により配布・回収し、二次予防事業の対象者に関する情報の収集に努めています。その結果、二次予防事業の対象者と決定された方には、地域包括支援センターの職員が戸別訪問をし、介護予防への動機づけを行う事で、介護予防事業への参加を促しています。

また、要介護認定において、非該当と判定された方については、この事業を実施しなくても二次予防事業の対象者とします。

【今後の取り組み】

二次予防事業の対象者に、運動器の機能向上プログラム、栄養改善プログラム、口腔機能向上プログラム、認知症・うつ・閉じこもりに関するプログラムを実施し、生活の自立と自己実現の支援を行います。

また、基本チェックリスト未回収者の中には、閉じこもり、うつ、認知症等により日常生活動作が困難な方が含まれる可能性があることから、できる限り電話・戸別訪問等を行い、支援が必要な方の早期発見・早期対応に努めます。

② 通所型介護予防事業

通所型介護予防事業においては、二次予防事業の対象者に、事業に通うことによる介護予防を目的として、「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能向上」等のプログラム（機能訓練、健康教育等）を実施し、生活の自立と自己実現の支援を行っています。

【現状】

本町にある介護施設2か所で「運動器の機能向上」と「栄養改善」、「口腔機能向上」の3事業を実施しています。

「栄養改善」及び「口腔機能向上」については、対象者自体が少ないため、事業に参加する人が少ない状況です。

【今後の取り組み】

今後も運動器の機能向上の事業は介護施設2か所で実施します。

③ 訪問型介護予防事業

二次予防事業の対象者であって、特に閉じこもり、うつ、認知症のおそれがある等、心身の状況等により通所形態による事業への参加が困難で、訪問型介護予防事業の実施が必要と認められる対象者の居宅を保健師等が訪問し、その生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導等を実施する事業です。

【現状】

対象となる二次予防事業の対象者の自宅等へ地域包括支援センターの職員が訪問し、アセスメントを行うなど、対象者が徐々に外出できるように支援しています。

【今後の取り組み】

個別サービス計画に基づき、定期的に対象者の居宅を訪問し、対象者の心身の状況等を確認するとともに、必要な相談・指導等を実施します。対象者の心身の状況等を踏まえつつ、対象者の関心や興味に応じて、通所型介護予防事業の各種プログラムや地域における自発的な活動等への参加を促します。

④ 二次予防事業評価事業

介護保険事業計画で定める目標値の達成状況等の検証を通じ、二次予防事業の事業評価を行い、その結果に基づき事業の実施方法等の改善を図るものです。

【現状】

事業評価は、年度ごとに、「介護予防事業の事業評価」により、プロセス評価を中心に実施しています。

【今後の取り組み】

介護予防事業の対象者数、参加者数、事業参加前後のQOL指標の変化、主観的健康感の変化のデータ等について、常に収集・整理します。

(2) 一次予防事業

地域において介護予防の助けとなる自発的な活動が広く実施され、地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるような地域社会の構築を目指して、健康教育、健康相談等の取り組みを通じて介護予防に関する活動の普及・啓発や地域における自発的な介護予防の養成・支援を行います。

① 介護予防普及啓発事業

パンフレットの作成・配布のほか、運動教室等の介護予防教室等を開催し、介護予防の普及・啓発を図ります。

【現状】

介護予防の助けとなる基本的な知識を普及・啓発するため、パンフレットの作成・配布を行いました。また、運動教室、脳トレ教室や各地域の自治会において、一般高齢者向けの介護予防教室を実施しました。

【今後の取り組み】

介護予防事業を通じて参加者同士の交流を図り、自主的な取り組みにつなげる等の工夫をすることにより、市民の積極的な参加を促すなど、地域づくりにつなげていきます。

② 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材育成の研修や介護予防の助けとなる地域活動組織の育成・支援のための事業などを実施します。

【現状】

ボランティア団体の事務局である壬生町社会福祉協議会に委託し、介護予防に関するボランティア等の人材育成の研修を行いました。

【今後の取り組み】

今後は、人材育成の研修に参加した人が、地域で介護予防事業を実施する人の補助者として活躍できるような場をつくっていきます。

③ 一次予防事業評価事業

本計画で定める目標値の達成状況等の検証を通じて、一次予防事業の事業評価を行う事業です。

【現状】

事業評価項目を用いたプロセス評価を中心とする事業評価を年度ごとに実施しています。

(3) 包括的支援事業

包括的支援事業は、平成18年の介護保険制度の改正により創設された地域支援事業の1つで、地域包括支援センターが行う事業です。同センターは、高齢者の心身の健康、安定した暮らしを地域で支援するための拠点で、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等を配置しています。

① 介護予防ケアマネジメント事業

二次予防事業の対象者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的・効率的に実施されるよう必要な援助することを目的とした事業です。

対象者が今後、どのような生活がしたいかという具体的な日常生活上の目標を明確にし、その目標を対象者、家族、事業実施担当者が共有するとともに、対象者自身の意欲を引き出し、自主的に取り組みを行えるよう、おおむね次のようなプロセスで実施しています。

- i) 課題分析（アセスメント）
- ii) 目標の設定
- iii) モニタリングの実施
- iv) 事業評価

【現状】

地域包括支援センターは、必要と認められる場合には、対象者及びその家族の同意を得て、支援の内容や目標の達成時期等を含む介護予防ケアプランを作成しています。介護予防ケアプランの作成の必要がない場合には、事業の実施前に事業実施担当者に対し参加するプログラムの種類を含む個々の対象者の支援の内容を伝え、事業の実施後に事業担当者から事前・事後アセスメント及び個別サービス計画に関する情報を収集することにより介護予防ケアプランに代えます。

問題点として、介護保険における居宅介護（介護予防）支援との一貫性や連続性の確保に配慮する必要があります。

【今後の取り組み】

事後アセスメント等の結果報告を参考にしつつ、対象者及び家族との面接等によって各対象者の心身の状況等を再度把握し、適宜、介護予防ケアプランの見直しを行います。

② 総合相談支援事業

【現状】

総合相談支援事業は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関や制度の利用につなげる等の必要な支援を行う事業です。

③ 権利擁護事業

【現状】

権利擁護事業は、地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービスにつながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行う事業です。

【今後の取り組み】

地域福祉権利擁護事業、成年後見制度などの権利擁護を目的とするサービスや制度を活用しながら、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、適切な支援を提供することにより、高齢者の生活の維持に努めます。

④ 包括的・継続的マネジメント事業

【現状】

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等との連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していく包括的・継続的ケアマネジメントが重要であり、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う事業です。事業内容は次のとおりです。

- i) 包括的・継続的なケア体制の構築
- ii) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用
- iii) 日常個別指導・相談
- iv) 支援困難事例等への指導・助言

【今後の取り組み】

地域包括支援センターにおいて実施する介護予防ケアマネジメント業務、介護予防支援、介護給付のケアマネジメントの相互の連携を図り、包括的・継続的なケアが提供できるよう配慮し支援します。

(4) 任意事業

① 介護給付等費用適正化事業

真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかを検証し、制度趣旨や良質な事業展開のために必要な情報の提供など、介護給付費の適正化を図るための事業です。

【現状】

介護サービスが適正に提供されているかを検証するため、介護給付費通知の発行や国保連合会の介護給付費適正化システムを活用し、給付費の金額及びサービス提供の内容の確認を行っています。

【今後の取り組み】

今後も引き続き介護給付費通知の発行、介護給付費適正化システムの活用により、介護給付費の適正化を図っていきます。

② 家族介護支援事業

【現状】

介護に関心のある方に介護の知識を身に付けていただくための教室を実施しています。また、高齢者の家庭介護者に対しては、助成金を交付し、介護者の慰労及び精神的、経済的負担を軽減し、在宅での介護を支援しています。

認知症高齢者に対しては、地域における見守り体制を構築するため、認知症に関する広報・啓発活動、認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りのための訪問活動を行っています。

- i) 家族介護教室
- ii) 高齢者家庭介護者助成事業
- iii) 認知症高齢者見守り事業

【今後の取り組み】

現在実施している教室の内容の充実を図り、より多くの方の介護に関する知識の向上を目指します。

高齢者家庭介護者助成事業については、介護家族の精神的、経済的負担の軽減を図るため、今後も引き続き実施します。

また、ボランティアなどの協力を得て、地域で見守る体制をつくっていきます。

(5) その他事業

① 福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供の実施、住宅改修に関する助言を行うとともに、住宅改修費の支給の申請に係る理由書の作成及び作成した場合の経費を助成する事業です。

【現状】

給付を受けられないことがないように、福祉用具支援事業では事前に購入先の指定確認を行い、住宅改修支援事業では事前申請により内容を確認しています。

【今後の取り組み】

今後も、同じ方法により福祉用具・住宅改修の支援を行っていきます。理由書作成については、基本的に担当ケアマネジャーが作成するようにしていきます。

